

内閣参質二〇〇第一六号

令和元年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員熊谷裕人君提出ガーダシル九の承認に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員熊谷裕人君提出ガーダシル九の承認に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「ガーダシル九」が、仮に、MSD株式会社から、平成二十七年七月三日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第一項の承認の申請がされた「組換え沈降九価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン」を意味するものであるとすれば、当該申請については、現在、同法第十四条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が承認のための審査を行っているところである。お尋ねの承認されていない「理由」及び「承認の見通し」については、申請した企業の正当な利益を害するおそれがあるため、答弁を差し控えたいが、有効性、安全性等に係る情報に基づき、適切に審査を行ってまいりたい。